

○新潟市附属機関設置条例（関係部分のみ抜粋）

（趣旨）

第1条 この条例は、他の条例に定めのあるもののほか、市の執行機関の附属機関（以下「附属機関」という。）の設置に関して必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 別表の左欄に掲げる執行機関に、同表の中欄に掲げる附属機関を置く。

（所掌事務）

第3条 附属機関は、それぞれ別表の右欄に掲げる事務を所掌する。

（組織等）

第4条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織、運営その他必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

別表(第2条, 第3条関係)

附属機関の属する執行機関	名称	所掌事務
市長	新潟市いじめ問題調査点検委員会	市長の諮問に応じ、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第28条第1項の調査の結果について調査審議すること。